

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

(草加市)

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

平成30年度(2018年度)に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県からの公費が増加する一方で、法定外繰入金削減・解消が求められております。また、将来的には、県内の全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。

そのため県内では、標準保険税率の導入に向け、税制改正を行う市町村が増えており、本市におきましても税制の見直しは重要な課題となっております。

また、県内では、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一にも取り組んでいくこととした考え方を示しておりますので、市独自の施策の展開は難しいと考えております。

このような状況の中、国民健康保険制度を維持し、必要な医療の提供を確保するためにも、被保険者の方々には公平に保険税をご負担いただくことが重要となっております。

今後とも、県と連携しながら適切な制度運営を行ってまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

保険税水準の統一につきましては、平成30年度(2018年度)に実施された国民健康保険の広域化に伴い、埼玉県では全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。また、「埼玉県国民健康保険運営方針」を定め、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一を進めておりますので、市独自の税率等の設定は難しいと考えております。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況や近隣自治体の状況等を含め、様々な要素を総合的に勘案する中で対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

現在、県内で標準的な事務処理手続等を導入しようとする動きがある中で、市独自の施策促進などは、混乱が生じてしまう可能性があります。また、市町村独自の取組で生じた法定外繰入金は、『削減・解消すべき赤字』とみなされます。このことから、現状では独自の取組は難しいものと考えております。

市といたしましては、こうした状況も踏まえ、まずは現行の制度の中で健全な国民健康保険の財政運営を目指すことにより、安心して医療等を受けられる国民健康保険制度を維持してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

- ③第 3 期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】

県におきましては、市町村と協議する中で「埼玉県国民健康保険運営方針」を定めており、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一を進めております。地域の実情に応じた方針の策定については、意見照会等の機会を通じ述べていきたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ④国保法 77 条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18 歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

条例による減免は、災害による収入減少など特別な理由がある方々に、申請に基づき行うことが可能なものですが、減免は個々の事情を勘案して行うものであり、あらかじめ画一的な基準を設けて行うことは適切ではないとされていることから、一定の年齢を特別な理由と定め、均等割を一律に減免することは適切ではないと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

市の国民健康保険税は、地方税法に基づき、所得に応じて算出される所得割額（応能割）と被保険者の人数に応じて算出される均等割（応益割）の2方式で課税されております。

「埼玉県国民健康保険運営方針」では、標準的な保険税算定方式を前述の2方式としており、市独自で応能負担を原則とする保険税率に改めることは難しい状況です。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況を考慮するとともに、広域化を始め、国民健康保険制度が大きな変革の時期を迎えていることから、国や県の示す動向や近隣自治体の状況等を含め、様々な状況等を総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割負担につきましては、これまで国に対し、子育て世帯への国民健康保険税の負担軽減等について要望してまいりましたが、地方からの要望等が実り、子どもの均等割額の減額措置が導入されることとなりました。令和4年度（2022年度）から、全ての国保加入世帯に属する未就学児を対象として、均等割額の5割を軽減しております。

制度の更なる拡充等につきましては、他市町村と連携をする中で要望してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

一般会計からの繰入金につきましては、これまで国民健康保険財政の歳入不足を補てんしてまいりましたが、昨今の市財政の状況を鑑みると、これまでと同様に国民健康保険財政を支え続けることは厳しさを増しております。

また、平成30年（2018年）4月に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県は法定外繰入金の削減・解消を目指しており、それに併せて税制改正を行う市町村も増えてきております。

市といたしましても、こうした状況を勘案する中で、一般会計からの繰入金を含め、これからの国民健康保険の運営をどのように行っていくか、市民負担の状況、国や県の動向、近隣自治体の状況を見据えながら、総合的に検討していく必要があると考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

国民健康保険の運営は、一般会計と区別して行うため、国民健康保険特別会計を設けて運営しております。そのため、一般会計に設置している財政調整基金を国保税の引き下げで活用することは想定しておりません。

一方で、国民健康保険特別会計においても、財政調整基金を設置しており、歳入歳出の決算上剰余を生じたときに積立てをするものとなっております。しかし、現在、国保税については、埼玉県全体で標準保険税率の導入を予定しており、本市はまだ標準保険税率よりも低い状況にありますので、国保税を引き下げる予定はございません。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

短期被保険者証、被保険者資格証明書は、納税を促すための折衝の機会を得るために必要であると考えております。

なお、短期被保険者証につきましては、納付及び納税相談の状況・滞納額等を考慮した上で発行しております。

また、被保険者資格証明書につきましては、前述の内容に加え、年齢や医療機関の受診状況等を考慮した上で発行しております。なお、短期被保険者証該当世帯の18歳未満の被保険者については短期被保険者証を郵送しており、加えて受診機会を失うことのないよう、医療機関等から照会があった場合は被保険者資格の回答等に適宜対応しております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証該当世帯の18歳以上である被保険者につきましては、短期被保険者証を窓口交付しておりますが、納付や滞納額の状況等によって適宜被保険者証への切り替えを行っております。

今後につきましても、引き続き、個々の納税者との納税折衝等により生活実態を慎重かつ正確に把握するとともに、税の公平性を担保しながら適切に対応して参りたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、年齢、医療機関受診状況等を考慮した上で、毎年一定の所得があるにもかかわらず、数年にわたり納税について全く誠意がなく、こちらの呼びかけに応じない滞納者に発行しております。医療機関受診中の場合は発行対象者から除外しているとともに、資格証明書を発行した後であっても医療が必要な方におかれましては、納税相談をしていただくことを条件に速やかに短期被保険者証への切替えを行っております。

今後も引き続き、個々の滞納者との納税折衝・訪問調査等により生活実態を慎重かつ正確に把握した上で、税の公平性を担保しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

- ① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国

に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】

マイナンバーカードの国民健康保険証としての利用につきましては、令和3年（2021年）10月から医療機関や薬局でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになっており、令和6年（2024年）秋以降には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化等に関する法改正がされております。具体的な運用については未だ示されてはいませんが、今後の被保険者証及び「資格確認書」の交付事務等につきましては、国の通知等をもって適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6か月としてください。

【回答】

短期被保険者証につきましては納付及び納税相談の状況・滞納額等を考慮した上で発行しており、有効期間は6か月としております。

【健康福祉部 保険年金課】

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免は、被保険者世帯の収入や生活状況等を総合的に勘案し、個々の担税力、如何によって決定すべきものと考えており、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。今後も引き続き、画一的な基準を設けることなく個々の状況に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

市といたしましては、申請者個々の生活実態等を把握しながら、支払能力等を総合的に勘案して対応をすることで、適切に減免決定を行っており、今後も引き続き、個々の状況を的確に踏まえた総合的な判断に基づき、対応をしてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請書については、傷病名等の必要事項を記入する書式となっております。

また、減免申請書と同時に、収入・無収入申告書、資産等申出書、資産及び収入状況の調査に係る同意書等の提出が必要になりますが、申請者個々の状況を的確に把握するために必要な書類となりますので、今後も現状の申請書類を継続して使用していきたいと考えております。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請書につきましては、書類の記載内容を確認しながら、申請者個々の生活実態等を把握する必要がありますので、今後も窓口で手続きを受け付けていきたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

国保税の納付が困難な場合につきましては、納税相談を通じて現在の生活状況や収入状況などを詳しく丁寧にお伺いし、分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置を個々の状況に応じてご案内しております。

また、他の制度や支援が必要なケースにつきましては、他部署や外部機関をご案内しております。

今後につきましても、丁寧な対応を心掛けてまいります。

【総務部 納税課】

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与等の振込先口座の差押えにつきましては、給与等の差押えに準じた差押禁止額を順守して手続きを行っており、法令に基づいた最低生活費を考慮して対応しております。

【総務部 納税課】

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

国保税等の未納に対しましては、督促状や催告書等の通知の送付や、コールセンターから納付の呼びかけを適宜行っており、納税が困難な場合には納税相談のご案内をしております。納税相談では、滞納の原因や収支状況などを詳しくお伺いし、差押えについても十分に説明させていただきます。

また、ご相談いただけない場合や計画どおりに納付いただけない場合には、状況に応じて財産の差押えに移行しますが、差押えを行う際にはできるだけ事業等への影響が少ない財産を選択するよう努めております。

【総務部 納税課】

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税に限らず、地方税全般の徴収に際して納付が困難と認められる場合には、納税相談を通じて生活状況や収入状況などを詳しく丁寧に伺う中で、個々の生活実態に配慮した分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置についてご案内しております。

【総務部 納税課】

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金につきましては、国からの通知に基づき被用者のみを対象としており、被用者以外であっても、傷病手当金の支給対象になる場合もございますが、一部のフリーランス等の職業が対象外であるのは事実でございます。この度、令和5年（2023年）2月10日付けの国通知により、令和5年（2023年）5月8日から、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了するとされました。市といたしましても、国の通知に合わせ対応をしているところでございます。市民の方々からお問い合わせを多くいただいておりますので、今回いただきましたご意見につきましては、引き続き、国や県への情報提供を検討してまいります。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

本市といたしましては、厚生労働省から発出された新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当の支給に関する事務連絡に基づき、条例等の改正を行ってまいりました。先述のとおり、この度、令和5年（2023年）5月8日以降に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給につきましては、財政支援を終了するとされました。今後、国からの通知等に変更があった場合は、その内容に基づいて条例の改正を行ってまいりたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

国保運営協議会の委員につきましては、18名の委員のうち5名を被保険者の代表として選任し、さらにそのうち2名を被保険者からの公募としており、協議会の場で貴重なご意見をいただいております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会は公開されており、市民の方にも傍聴いただくことができます。また、国民健康保険の制度等につきましては、広報「そうか」や市ホームページ等によりご案内するとともに、市民の方々からのご質問やご意見について個々に回答を差し上げる等、意見の反映に努めております。

【健康福祉部 保険年金課】

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の本人負担については、平成29年度（2017年度）までは一律1,200円のご負担をお願いしておりましたが、平成30年度（2018年度）から無料で受診できるよう変更いたしました。

【健康福祉部 保険年金課】

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、令和5年度（2023年度）から実施する前立腺がん検診につきましては、特定健診と同時に受診することが可能です。また、胃がん検診（胃内視鏡検診）、乳がん検診、肝炎ウイルス検診につきましても、受診券を持参することで同時に受診いただけます。いずれも、各検診と特定健診の指定を合わせて受けている医療機関での受診となります。今後も引き続き、受診しやすい環境を整えるよう努めてまいります。

【健康福祉部 保健センター】

- ③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

例年、市では特定健診未受診者を対象に、その状況に応じて文書の送付や電話による受診勧奨を実施するほか、受診に係る費用負担を無償にするなど、様々な手法で被保険者の受診率向上に努めてまいりました。今年度につきましても、ナッジ理論を活用し、受診を意識できるような内容のハガキを送付し、必要な対象者に絞って受診勧奨をしてみたいと考えております。

【健康福祉部 保険年金課】

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護につきましては重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を順守し、適切に管理しております。

【健康福祉部 保険年金課】

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基

金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和4年度(2022年度)末時点における一般会計の財政調整基金の残高は、74億円でございます。

なお、令和5年度(2023年度)当初予算、また令和5年度(2023年度)中に新たに必要となった事業費に充当するため、財政調整基金から55億円を繰り入れる予定としております。

また、この残高の中には、国が将来の公債費償還のために交付した約11億円が含まれており、直ちに活用することができないものですので、その分を差し引きますと、現時点で活用できる残高は約8億円となります。

【総合政策部 財政課】

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

国民健康保険の運営は、一般会計と区別して行うため、国民健康保険特別会計を設けて運営しております。そのため、一般会計に設置している財政調整基金を国保税の引き下げに活用することは想定しておりません。

一方で、国民健康保険特別会計においても、財政調整基金を設置しており、歳入歳出の決算上剰余を生じたときに積み立てをするものとなっております。しかし、現在、国保税については、埼玉県全体で標準保険税率の導入を予定しており、本市はまだ標準保険税率よりも低い状況にありますので、国保税を引き下げる予定はございません。

【健康福祉部 保険年金課】

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直しにつきましては、少子高齢化が急速に進む中、大幅に増加することが予想される現役世代の負担の上昇を抑え、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことにより、すべての世代の方が安心できる制度を継続していくために必要な見直しであるとされております。

今後につきましても保険者である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」(以下「広域連合」といいます。)と連携し、社会保障のあり方等を注視しながら対応してまいります。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

2割化に対する市独自の軽減措置につきましては、厚生労働省によると『各自治体が子供に対して行っている自己負担軽減を後期高齢者に適用することは、地方自治の精神に鑑みる

とできることとなるが、法の趣旨に反するため望ましくない』とされております。こうした法律の趣旨に鑑み適切に対応してまいります。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

保険料の納付が難しい被保険者につきましては、電話及び訪問による納付相談を行い、個々の所得状況、生計等についてお伺いする中で、保険料の軽減制度などのご案内及び分納相談の勧奨を行うなど、できる限り納付が可能となるよう、きめ細やかな相談を行っております。今後も引き続き、必要な受診の確保ができるよう適切な対応に努めてまいります。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

健康長寿事業につきましては、1年度につき1回2万円を上限とする人間ドック等の費用助成事業をこれまでと同様に実施してまいります。

後期高齢者健診につきましては、基本検査項目の検査結果等に応じ、医師の判断により心電図検査や眼底検査の追加検査があった場合も、自己負担なく受検することができます。

また、保険者である広域連合では、歯科健診や認知症予防を目的としたフレイル対策等の健康長寿事業に取り組んでおります。市といたしましても、引き続き多くの被保険者が活用できるよう協力してまいります。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とする後期高齢者健診は、保険者である広域連合が実施主体となり、市町村に委託する形で事業を行っております。

市における健診費用の本人負担分は、制度開始当初から市が負担する形で無償としております。

また、人間ドック等の受診にかかる費用につきましても、一部助成を行うなど健康チェックの機会の向上を図り、被保険者自らが積極的に健康管理や病気の予防等に取り組むことができるよう努めてまいりました。

令和5年度(2023年度)におきましても、人間ドック等の受診にかかる費用助成を含め、被保険者の健康増進についての取組をこれまでと同様に継続してまいります。

歯科健診につきましては、保険者である広域連合が前年度中に75歳又は80歳に到達した被保険者を対象に無料で実施し、フレイル対策等の健康長寿事業として取り組んでおります。市といたしましても、多くの被保険者が活用できるよう協力してまいります。

検診につきましては、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、口腔がん検診、肝炎ウイルス検診に加え、令和5年度(2023年度)から新たに前立腺がん検診を実施しています。これらの自己負担額につきましては、後期高齢者医療制度被保険者

(75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方)、生活保護受給者の方、非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度適用の方等を無料としております。

【健康福祉部 草加市保健センター、保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

補聴器につきましては、現状は、後期高齢者医療制度として保険診療の対象とはなっておりませんが、保険者である広域連合と連携しながら、国や県の動向を注視してまいります。

なお、市では令和4年(2022年)9月定例会において「難聴者のための補聴器助成制度の実施を求める請願書」が採択されたことを受け、令和5年度(2023年度)からの補聴器購入助成制度を創設し、令和5年(2023年)7月から申請受付を行っております。

助成の内容といたしましては、65歳以上の軽中度難聴者で住民税非課税者の方を対象に、1人1台1回限り本体購入費2万円を上限とする制度としております。なお、財政状況を踏まえ対象年齢・助成金額・回数などにつきましては、先行他市の例を参考に、市としての制度設計を行いましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室、健康福祉部 長寿支援課】

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

当市は人口10万人当たりの医師数が全国平均の半分以下であり、また、一般病床数についても不足している状況です。

市民の方々が安心して暮らすことができる医療提供体制整備は非常に重要であることから、市といたしましても、地域医療の整備・拡充が図れるよう、様々な機会を捉え、県に市の状況を伝え、その必要性を申し入れてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課】

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者への対策や支援につきましては、国において、快適に働ける職場環境を作ることにより、医療スタッフの健康と安全を確保するとともに医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的とした「勤務環境改善マネジメントシステム導入の手引き」を策定するなど、医師の働き方改革・医療従事者の勤務環境の改善に向けた対策が進められていることから、必要に応じて市内医療機関等へ情報提供を行い、医療環境を整備し、医療従事者の確保にご協力いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課】

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

住民の健康づくり・保健予防活動を所管する保健センターの人員体制につきましては、令和4年度（2022年度）には5名、令和5年度（2023年度）には3名の保健師を新たに配置しております。今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課、健康福祉部 保健センター】

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

草加保健所は、草加市・八潮市・三郷市・吉川市を管轄し、新型コロナウイルスの感染拡大当初から限られた人員体制の中、陽性者の方の療養支援や健康観察、相談業務等に従事しておりました。令和5年（2023年）5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類に移行され、保健所による自宅療養者の健康観察は終了となり、また相談業務についても、「埼玉県コロナ総合相談センター」で対応しています。

市では、広報「そうか」や市ホームページ等を通じて新型コロナウイルス感染症についての情報を発信するとともに、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化予防を目的に、引き続きワクチン接種を実施しています。

保健所の人員・体制強化につきましては、新型コロナウイルスなどの感染症への対応のみならず、その他多岐にわたる専門的な業務の実施状況を踏まえ、県に訴えてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 健康づくり課】

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

埼玉県からは、高年者施設等への対応として、平時からの取組を強化し、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を継続・感染対策の助言・指導、COVMAT（コロナ対策チーム）・eMAT（コロナ対策オンラインチーム）による支援、感染拡大期における施設職員等に対する集中検査、入院調整に対応できる医療機関の確保、施設内療養の支援を実施すると示されていることから、必要な連携を図ってまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

発熱等の患者に対する検査については、抗原定性検査キットが普及したことや、埼玉県においても5類移行後は広く一般的な医療機関で対応することができる体制に移行していくことから、必要に応じた検査等は可能になるものと考えております。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

現在、国におきましては、総合事業に関する評価・分析及び利用者やケアマネジメントに与える影響等を踏まえて包括的な検討が行われております。市といたしましても、高年者が必要なサービスを受けられるよう、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要と考えますので、今後の国や県の動きを注視してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

当市におきましても、高齢化により介護給付費は伸び続けており、この傾向は次期以降も続くことが予想されます。現在の第8期（令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）まで）における介護保険料の算定に当たっては、介護給付費の推計を適正に行うほか、被保険者の負担軽減を図るため、介護給付費準備基金を充てております。

令和6年度（2024年度）以降の第9期につきましても、適正な推計により介護保険料の算定を行うほか、介護予防及び給付適正化の取組により、介護給付費及び介護保険料の伸びを抑えられるよう努めてまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

市では、一定の条件に該当する所得段階第1段階の被保険者に対し、独自の介護保険料減免制度を設けております。介護保険制度全体のバランスを考えますと、現行以上の減免制度の拡充は困難ではありますが、今後とも対象の方への説明及び対応等を丁寧に行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

介護保険制度では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて、利用できるサービス費用の上限額（支給限度額）が決められています。この上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分については全額自己負担になりますが、独自助成は難しいものと考えております。

なお、利用者の心身の状態が変化し、支給限度額以上のサービスが必要となったときは、要

介護認定区分変更申請を行うことで、随時、要介護状態区分の見直しをすることが可能となっております。

【健康福祉部 介護保険課】

- (2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

施設利用者の負担軽減につきましては、低所得者が施設を利用した場合の居住費・食費の負担を軽減する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」制度が設けられておりますが、他の居宅サービス利用者との公平性の観点から、施設の平均入所期間と費用額を勘案した結果、令和3年（2021年）8月から当該サービス費の費用負担等が見直されました。

なお、市独自の低所得者の負担軽減制度として、施設サービスを利用した場合、居住費・食費を除く利用者負担額の一部について補助を行う「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。引き続き、低所得者が経済的に利用困難とならないよう支援してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

「特定入所者介護サービス費（補足給付）」による負担軽減につきましては、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームが居宅サービスの位置付けであるため、居住費・食費を助成する対象にはなりません。

令和3年（2021年）8月から「特定入所者介護サービス費（補足給付）」の費用負担等が見直されたところであり、さらなる助成制度につきましては、創設は難しいものと考えております。

市独自の低所得者の負担軽減制度といたしましては、「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。引き続き、低所得者が経済的に利用困難とならないよう支援してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所が介護サービスを継続的に提供できるよう、国等の支援策について、保険者として、引き続き迅速な情報収集に努めるとともに、介護事業所への案内等、適切な対応を行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

現時点では衛生材料などを提供する予定はございませんが、今後につきましては、社会情勢を見極めつつ必要な対応を行ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

ワクチン接種に関しましては、所管の新型コロナウイルス対策課と連携し、適切に実施できるよう、保険者として必要な協力を行ってまいります。

公費によるPCR検査につきましては、今後は感染状況や県等の動向を見極めつつ、対応を図ってまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

令和6年度（2024年度）までの「第8期介護保険事業計画」期間中には、広域型特養192床（ユニット型）が新設、既存特養（多床室）が12床増床となったほか、地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護は、1か所整備を予定しております。

今後の介護施設の整備につきましては、令和5年度（2023年度）に策定する「第9期介護保険事業計画」において定めることとなります。次期計画期間である令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までにおける施設整備につきましては、市民の方々にご負担いただく介護保険料とのバランスを考慮しつつ、既存施設の入所者数や待機状況、将来人口の推計等を勘案しながら、検討してまいります。

【健康福祉部 長寿支援課】

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に提供する「地域包括ケア」の中核を担う機関であり、その体制充実と機能強化が必要であると認識しております。令和4年度（2022年度）からは、地域包括支援センター職員の業務負担軽減を目的として、事務職員の配置を行っているほか、令和5年度（2023年度）からは、在宅福祉センターきくの里において、地域包括支援センターの平準化・ボトムアップを図る支援業務を開始することになっており、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据え、地域包括ケアの深化・推進を図ってまいります。

【健康福祉部 長寿支援課】

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護職員の確保と定着に係る対策として、介護職員の資格取得を支援するため、市内の介護サービス事業者に継続して就業する介護職員に対し、令和3年度（2021年度）から介護職員初任者研修に係る費用の一部を補助する事業を実施しております。さらに、令和4年度（2022年度）からは、対象を介護職員実務者研修にも拡大して実施しております。

今後につきましても、介護職員の確保と定着等について、国や県の動向を注視していく中で、有効な取組を検討してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

市では、子どもに関わる様々な相談を受け、関係機関と連携を図り、子どもや家庭に対し、必要な支援や寄り添った対応を行っております。

その中で、日常的に家族の介護、育児、家事などに当たり、学習や友達と遊ぶ機会が奪われるなど、不適切な養育環境にある子どもがいる世帯につきましては、要保護、要支援世帯として、相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し、家族全体の課題解決に努め、養育環境の改善を図るとともに、子どもが健全に過ごせるよう、継続的に見守りを行っております。そのほかにも、チラシの配布、広報「そうか」や市ホームページへの掲載をする中で、相談窓口などの情報について周知を図っております。

【健康福祉部 福祉政策課、こども未来部 子育て支援センター】

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金等のインセンティブ交付金は、市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金です。

現在、国におきましては、指標の妥当性と交付金の活用方法などについて検証等を行っておりますので、市といたしましても、国の動向を注視していく中で必要に応じて有効な制度となるよう要望してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

利用者負担につきましては、保険料の大幅増にならぬよう、市の給付費推計を適切に行うことで抑制を図るほか、財源の負担に関しましては、保険給付と利用者負担のバランスを図りつつ、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要と考えますので、今後の国の動

きを注視してまいります。

【健康福祉部 介護保険課】

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

第7期草加市障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定める計画です。

また、第3期草加市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害児通所支援及び障害児相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画です。

両計画とも厚生労働省の定める基本的な指針と埼玉県の方針に基づき、本市における障がい者や障がい児を取り巻く変化や課題に対応するため、障がい当事者や介護者、支援事業者や知識経験者等により構成される計画策定のための協議の場を設け、丁寧に意見等を伺いながら計画策定を行ってまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点事業につきましては、令和3年度(2021年)から地域支援のため地域の事業所が機能を分担して面的な支援を行うための体制を整備し、自立支援協議会等の既存の協議会や基幹相談支援センターなどの相談支援事業所等と連携しながら、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築を進めております。

今後におきましても、更なる地域生活支援拠点等の機能の充実を図るためにも、障がい者が住みなれた地域で安心して生活することができるよう、障害者支援施設やグループホーム、短期入所などのサービス施設が重要であると考えており、障がい者の居住の場の支援について、本市の実情を踏まえながら、実績のある民間事業者による整備を行うことができるよう取り組んでまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備につきましては、整備を行う民間事業者の負担を少しでも軽減できるよう独自補助も含め検討を行ってまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

引き続き自立支援協議会等既存の協議会や障害福祉サービス事業所等と情報共有や連携を図りながら、令和5年度（2023年度）策定予定の「第四次草加市障がい者計画」及び「第7期草加市障がい福祉計画」において、居住の場の支援の確保や整備に関する考え方を明記してまいります。

本市における障がい者数は、障がいの特性により様々ですが、年々増加傾向にあることから、暮らしの場につきましても、入所、通所を問わず、専門性のある質の高いサービスを行うことができる障害福祉サービス事業所や障がいへの理解促進等の取組が必要であると考えております。

民間事業所等による誘致等も含め、引き続き、障がい者の地域移行の促進に向けた暮らしの場の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護など、様々な家庭の事情により支援を必要としている方につきましては、引き続き、障がい者の相談支援事業所及びサービス提供事業者などの関係機関と連携し、ケースワークを通じ適切に支援してまいります。また、自立支援協議会などによる支援者間の情報共有化を図るとともに、緊急時の対応についても取組を進めてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

障害福祉サービス事業所等における職員の確保、特に重度障がい者等の支援施設等における質の高い専門的人材の確保等につきましては、大変困難な状況にあり、喫緊の課題の一つであると認識しております。

今後におきましても、国や県の動向を注視しながら情報収集を行うとともに、様々な機会を捉え、国や県へ適切な対応が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重心医療制度につきましては、制度の運営上、県の補助が必要不可欠であり、市独自で県補助の対象外となる所得制限及び年齢制限を撤廃することは困難であると考えております。

また、一部負担金等の導入につきましては、現在のところ、県から具体的な通知等はありません。

今後につきましても、県や近隣自治体の動向を注視しながら実施してまいります。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重心医療制度における県の補助要綱では、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」といいます。）1級所持者の精神病床入院医療費や2級所持者にかかる医療費につきましては、補助対象外とされていることから支給対象になっておりません。ただし、65歳になる前に精神手帳2級を所持した方が、65歳以上になり、広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療制度に移行した場合は、重心医療制度の支給対象となります。

なお、上記以外の精神手帳2級の方を重心医療制度の対象とできるかにつきましては、県や近隣自治体の状況及び財政面を含め勘案する中で検討する必要があります。したがって、現段階においては市単独での対象者拡大は、困難であると考えております。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障害についての援助等につきましては、医師等による専門的な判断の必要性や、医療機関、関係機関との調整等が生じますので、今後とも国や県の動向を注視してまいります。

【健康福祉部 保険年金課 後期高齢者・重心医療室】

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

本市におきましては、生活サポート事業を既に実施しております。

【健康福祉部 障がい福祉課、こども未来部 子育て支援課】

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用者一人当たりの利用時間は、年間150時間を上限としております。利用時間の拡充等につきましては、登録事業所における支援体制等の課題の整理を行いながら、引き続き調整を図ってまいりたいと考えております。

また、必要に応じて、短期入所や日中一時支援事業及び移動支援事業といった生活サポート事業以外のサービスについてもご案内するなど、相談者が求めるサービスを把握し、適切に支援が行えるよう対応しております。

【健康福祉部 障がい福祉課、こども未来部 子育て支援課】

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

生活サポート事業では、障がい児・者で利用料の区分はされておりません。なお、利用料は利用者世帯階層区分により7階層に分かれており、所得税額に応じて設定しておりますが、生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税の世帯につきましては、利用者負担はありません。

【健康福祉部 障がい福祉課、こども未来部 子育て支援課】

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費助成制度」につきましては、移動の困難な心身に障がいのある方の自立した生活と社会参加の促進を図ることを目的とし、タクシー初乗運賃相当額の福祉タクシー利用券及び自動車燃料費利用券を交付しているものです。

令和元年度(2019年度)までは利用券1枚につき740円の助成でしたが、令和2年度(2020年度)からは初乗運賃の改定に伴い、利用券1枚につき500円の助成となりました。これに伴い、一人当たりの年間の助成額を維持するため、年間交付枚数を26枚から38枚に増やしております。

また、利便性等の課題につきましては、引き続き県や福祉タクシー運営協議会に対して伝えてまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」の対象者は、年齢や所得に関係なく、身体障がい者手帳を所持されている方は1級から3級まで(ただし、3級の上肢のみの障がいを除く)、療育手帳を所持されている方はAからBまで、精神手帳を所持されている方は1級か

ら2級までの方としております。

また、障がい者手帳を所持されているご本人による運転が困難な場合は、介助者や付き添いのご家族など、介護されている方を含めてご利用いただくことができるものとなっております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

「福祉タクシー・自動車燃料費補助制度」につきましては、以前は、地域生活支援事業における国、県の補助対象事業であったことから、国、県に対し当該事業の補助率等について見直しを図るよう、機会を捉えて要望してまいります。

【健康福祉部 障がい福祉課】

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿の枠の拡大につきましては、民生委員や地域包括支援センターなどの人数に限りがあり、枠を広げて登録者数が増加した場合、災害時に本来支援が必要となる方への支援が届きにくくなることが想定されますので、ご家族などから支援を受けることができる方まで枠を広げることは難しいと考えております。

避難経路につきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関や団体の協力を得ながら要支援者の避難誘導支援を行うこととしておりますが、災害の状況に応じて避難先が変わる可能性があることなどを踏まえ、地域の方々と連携した取組が必要と考えております。このため、草加市町会連合会と連携し実施している市内一斉避難所運営訓練や、訓練実施に至るまでの地域との話し合いなどの場を通じて、避難経路や避難所のバリアフリーを確認できる仕組みづくりの構築を検討してまいります。また、市では令和3年度(2021年度)から、GPS機能を利用して現在地からの避難経路を確認できる防災アプリを導入しており、今後はこの様な新たな情報機器を活用した対策につきましても検討してまいりたいと考えております。

【市長室 危機管理課】

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所につきましては、特別養護老人ホームや障がい者施設などの平時に入所又は通所施設として運営されている施設を指定しております。現在の災害時の対応につきましては、福祉避難所の受入人数に限りがあるため、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で福祉避難所として開設することから、施設へ直接避難することは想定しておりません。また、登録制度につきましても、市外からの避難者の方や、発災時に受けたケガなどによって福祉避難所の利用が必要となる方の避難が想定されるなど、災害の種類や程度、被災状況などに

よって福祉避難所を必要とする方が異なるほか、施設の受入体制も異なりますので、福祉避難所への入所につきましては、発災時の状況を見極めながらの判断になると考えております。

一方、令和3年（2021年）5月の災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の指定時にあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されておりますので、今後は国や県から示されたガイドラインなどを参考の上、直接福祉避難所へ受け入れるために必要となる条件や課題などを整理してまいりたいと考えております。

【市長室 危機管理課】

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資につきましては、必要とする方に出来る限り公平に届くよう、在宅避難者や車中泊で避難している方にも名簿登録を勧め、避難所を物資供給拠点とし、救援物資を提供させていただくこととしております。

【市長室 危機管理課】

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

「避難行動要支援者名簿」の開示につきましては、対象者の障がいの状況、要介護度などセンシティブな情報の記載、また、独居の高齢者であるといった情報なども含まれることから、慎重に対応すべきものと認識しております。災害時に要支援者の安否確認にかかるマンパワーは必要であると認識しておりますが、現在のところ、民間団体の訪問を目的とした名簿の開示は難しいものと考えております。

【市長室 危機管理課】

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

感染症対策に係る事務につきましては、都道府県又は中核市以上の自治体が権限を有しており、草加市における感染症対策は埼玉県が所管する草加保健所が対応しておりますので、引き続き県と連携し、必要な対応を図ってまいります。

また、保健所の機能を強化するための自治体の役割につきましては、「地域防災計画」に自然災害のほか感染症発生に関して市が取り組むべき対策として、的確な情報提供や相談窓口の設置などを定めており、また医療救護等対策としては、県が設置する地域災害保健医療対策会議と情報を共有することで、二次保健医療圏内における医療に関わる連携を図ることとしております。

【市長室 危機管理課】

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年(2023年)5月から感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、市におきましても、国の方針に基づき対応を進めております。

アルコール消毒やマスクなど衛生用品につきましては、現時点で市場に安定して供給されているため、市では配布予定はございませんが、希望する障がい者施設には、県を通じて国からN95マスク等医療用物資の無償配布を行うなど対応が図られているところです。

今後につきましても、国や県の動向も注視しながら、市場が不安定となるような事態が生じた場合には、国や県と連携・調整の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

県では、5類移行後は幅広い医療機関で患者を限定せず診察及び受入れするよう促進すると伺っております。診療・検査医療機関の公表が継続されるとともに、重症の方につきましては9月末まで県による病床確保が継続されております。

なお、入院調整につきましては、病診(病院と診療所)・病病(病院と病院)連携が原則となりますが、重症患者は引き続き県が支援するとされていることから、必要に応じた連携を図ってまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

令和5年度(2023年度)のワクチン接種につきましては、春開始接種は障がい者施設や関係団体等と連携して対応を行っているところです。秋開始接種につきましても、引き続き連携して対応を行ってまいります。

【健康福祉部 新型コロナウイルス対策課】

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

事業所に対する物価高騰への支援につきましては、県が昨年度に引き続き、令和5年度(2023年度)においても、事業所の運営を安定させ、入所者・利用者へのサービスを維持することを目的に、昨今の原油価格や物価高騰に伴い運営費の増加が見込まれる高齢者施設や障害者施設などに対して、光熱費及び食料料費の高騰に係る経費を補助すると伺っております。

この制度は、物価指数等の状況を詳細に把握し、事業所の規模や種別に応じて物価の高騰分を適切に支援するものであると伺っておりますので、市といたしましても、今後の物価の状況や国と県の動向、事業所の実情などを注視しながら、更なる支援が必要かどうか整理し

てまいりたいと考えております。

【健康福祉部 障がい福祉課】

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

人事異動に係る自己申告制度を実施しておりますが、自己申告において難病指定されている疾病を患っている旨の記載のある職員が数名おりました。

難病は症状や個人によって差が大きく必要な配慮も異なることから、就業可能となる勤務形態や職務内容につきまして、他の自治体の取組状況などを注視し、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課】

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和5年(2023年)4月1日時点の保育所等入園保留者数は、415人です。

【子ども未来部 保育課】

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

公立保育園の保育士不足や耐震化工事の調整がないと仮定して定員まで受け入れた場合には、令和5年(2023年)4月1日時点の施設で、3,980人です。

【子ども未来部 保育課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

現在、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本として必要な整備を行い、待機児童の解消に努めております。

【子ども未来部 保育課】

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受け入れ枠につきましては、必要な支援が受けられるよう保育士の確保も含め、態勢を整えてまいります。

【子ども未来部 保育課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

家庭保育室が認可施設に移行する場合の施設整備費の補助事業に関しましては、今後も継続してまいりたいと考えております。

【子ども未来部 保育課】

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

入園保留者がいる現状では、少人数保育の実現は難しいと考えております。なお、各保育園におきましては、消毒や換気、密になりやすい行事などの見直しなどを行い、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら保育を実施しております。

今後につきましても、一人一人の個性を大切にされた保育の実践に努めてまいります。

また、正規職員の任用につきましては、毎年採用試験を実施する中で、令和5年（2023年）4月1日付けでは5人を採用いたしました。令和6年度（2024年度）に向けての採用試験の実施につきましては、社会情勢の変化などに対応していくため、人員の配置が特に必要と認められる場合には柔軟に対応するとともに、再任用職員や会計年度任用職員の活用を図りながら、人的資源の効率的な配置に努めてまいります。

【総務部 職員課、子ども未来部 保育課】

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

公立保育園の会計年度任用職員の処遇改善につきましては、臨時的任用職員として任用していた令和元年度（2019年度）まで、時給単価の引上げや、児童福祉施設に勤務する職員の期末手当等の支給割合（正規職員と同じ支給割合）の引上げを、処遇改善として行ってまいりました。

令和2年度（2020年度）からは、国の制度を原則とする会計年度任用職員制度が導入され、勤務条件については、労使での協議により、休暇制度の拡充等を図ってまいりました。

なお、令和3年度（2021年度）には、公立保育園等の会計年度任用職員の給料等の水準の引き上げを行うなど、労使協議の上、処遇改善を行いました。

今後につきましても、勤務条件等は国から示されている制度の中で運用することが求められますが、市の財政事情や近隣市の状況等を勘案しながら、労使で協議を行い定めてまいりたいと考えております。

また、公立保育園の保育士人員体制につきましては、令和4年度（2022年度）に11名、令和5年度（2023年度）には5名を新たに配置しております。

今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課、子ども未来部 保育課】

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

保育料につきましては、父母等の市区町村民税額に応じた保育料の設定や多子世帯などの家庭状況による減額制度を実施し、子育て世帯の負担軽減措置を講じております。

【子ども未来部 保育課】

(2) 給食費食材費（副食費）を無償化してください。

【回答】

副食費につきましては、保育料と同様に所得や家庭状況に応じ免除するとともに、民間保育所等に主食費分の補助を実施し、保育所等に通う児童の主食費の徴収は行っておりません。

【子ども未来部 保育課】

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

この度の法改正では、市に届出が出された認可外保育施設が無償化の対象となっております。届出が出された認可外保育施設には、市職員の立入による保育状況等の確認を年1回以上行い、必要に応じて指導し、改善を求めています。今後につきましても、継続した指導・監督を行い児童の安全に留意しつつ、基準を満たすように促してまいります。

【子ども未来部 保育課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在のところ、公立保育所の統廃合や民営化及び民間委託を行う予定はなく、育児休業取得による上の子の退園の実施も予定しておりません。

【子ども未来部 保育課】

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

入室を希望する世帯が待機になることなく、児童クラブを利用できるよう、継続的に入室希望児童が増加傾向にある児童クラブにつきましても、中長期的な児童の受入れの場が必要と考え、常設児童クラブを拡充し、小学校内で常設可能な場所が見出せない場合には、第2児童クラブの開設をし、待機児童の解消に努めております。

施設の拡充に当たっては、「草加市放課後児童健全育成事業」の設備及び運営に関する基準を定める条例の目的を踏まえ、子どもたちが安心、安全に過ごせるよう、引き続き保育環境を整備してまいります。

【子ども未来部 子ども育成課】

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両

事業の普及に努めてください。

【回答】

放課後児童支援員に係る処遇につきましては、保育内容の充実を見据えて事業受注者と協議を行う中で、委託料の増額等により必要な改善を行っております。

今後につきましても、市の財政状況と社会情勢等を勘案し、国や県の施策の方向性、業務内容等も踏まえ、国、県の補助金を活用の上、保育の質の向上に繋がるような処遇改善を検討してまいります。

【子ども未来部 子ども育成課】

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

「民営クラブ支援員加算」及び「運営費加算」につきましては、県単独事業となるため、対象の範囲は県の判断となります。

常勤職員の複数配置につきましては、放課後児童支援員等処遇改善等事業費を活用し、対応を行っております。

【子ども未来部 子ども育成課】

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

市では、県が実施した県内現物給付に合わせ、通院分は15歳年度末まで、入院分は18歳年度末までと県の実施範囲を拡大して県内現物給付を実施しております。

また、窓口での現物給付の支給限度額を21,000円に設定しておりましたが、県内現物給付と合わせて支給限度額を撤廃しており、市独自の医療費支給の拡充を進めております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

子ども医療費につきましては、現状、通院分の支給対象年齢を15歳年度末、入院分の支給対象年齢を18歳年度末としておりますが、子育て支援のひとつとして保護者の負担軽減を図るため、通院分につきましても令和6年(2024年)4月1日より支給対象年齢を18歳年度末まで拡大する予定としており、現在準備を行っております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答】

県に対し、乳幼児医療費助成制度の県補助対象額拡大について要望を行う際、乳幼児医療費助成制度を早急に創設するよう国に強く働きかけることも併せて要望しております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

県の乳幼児医療費助成は未就学児までとなっており、県内市町村の乳幼児医療費助成の実態と大きくかけ離れているため、事業補助金の対象年齢を中学生まで拡大することを要望しております。

【子ども未来部 子育て支援課】

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

現時点で、国が乳幼児医療費補助制度を創設する動きにつきましては、市では把握しておりません。国や県の動向を注視しながら、対応してまいりたいと考えております。

【子ども未来部 子育て支援課】

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

18歳以下の子どもに対する国民健康保険の保険税均等割金額相当の財政支援につきましては、既に実施している子育て世帯への様々な支援策とのバランスを考慮しながら、経済的負担を軽減する方策の一つとして、実現可能性や実施可否を検討してまいります。

【子ども未来部 子育て支援課】

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

食育応援農家や地元の生産者と連携を深め、地場産の食材を積極的に給食に取り入れ、地産地消の推進を図ります。また、学校給食費の無償化につきましては、多額の財源を必要とすることなどから、実施は難しいと考えております。なお、学校給食の質と量を維持するため、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)につきましては小中学校に対して学校給食食材費補助金を交付し、保護者負担を増やさないよう物価高騰に対応する措置を講じています。

【教育総務部 学務課】

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

生活保護は、最低生活の保障と自立助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度であり、市ホームページの「生活困窮・生活保護」ページにおいて、生活保護制度の概要について掲載しております。

また、その冒頭部分では、生活保護の申請は『国民の権利』であり、どなたにも生活保護を必要とする可能性があるため、ためらわずにご相談いただけることも、併せてお知らせしているところでございます。

生活保護制度を周知するチラシの作成につきましては、制度の概要、保護の要件や手続きの流れなどを1枚のチラシに記載させていただくことは困難であると考えており、引き続き近隣自治体の周知方法について、情報収集を行い、改善を図ることができるよう研究してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法における扶養義務者の扶養の優先順位の取扱いにつきましては、生活保護法第4条第2項及び生活保護実施要領に『保護に優先して行われる』と規定されていることから、扶養の可能性のある扶養義務者に対して扶養照会を行っております。

しかしながら、扶養照会を行うことが適切ではない事例や、援助の期待ができない事例もあることから、従前より、要保護者から扶養義務者の申告があった方全員に一律で扶養照会を行ってはおりません。

なお、扶養の義務が履行できない者の判断基準の明確化について、令和3年（2021年）2月26日付けで厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡があり、『扶養義務者に借金を重ね

ている』『縁が切られている』『10年程度音信不通である』などの場合は、扶養義務の履行が期待できないものとして取り扱えるようになり、その旨を「生活保護のしおり」に記載しております。

扶養照会につきましては、経済的な援助を求めることだけでなく、ケースワーク業務の中で要保護者と扶養義務者の関係の再構築などの要素も含んでいることから、今後も、要保護者と扶養義務者との関係性に十分留意しながら、法令等に基づき、適正に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

生活保護のケースワーク業務につきましては、行政処分ではない「被保護者就労支援事業」「被保護者健康管理支援事業」を外部委託し、被保護者の自立に向けた取り組みを行うことは国の事務連絡にて可能とされております。しかしながら、保護の決定又は実施に関わる、いわゆる公権力の行使に当たる業務は、民間事業者へ外部委託することが生活保護法において認められていないことから、法令等に基づき、市でケースワーク業務を実施しております。

なお、近年では、生活保護に係る業務について、民間事業者等への外部委託を可能とする法改正を行う国の動きも出てきていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

また、不正受給の疑いや住民からの通報などがあった場合は、適正な生活保護実施のために調査を実施しておりますが、被保護者の人権を侵害することが無いよう十分留意しつつ、法令等に基づき、適正に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

「生活保護決定・変更通知書」は、保護内容をお知らせするため、福祉事務所が生活保護受給者に対して発行する書類となっております。

その内容につきましては、過去の保護変更内容や次月の収入見込みも加味されるため、当該

通知のみでは全体を把握することが難しい場合もございます。変更内容が複雑な場合においては、ケースワーカーが生活保護受給者と面談する中で、通知内容の説明を行う際に、添付資料を添えるなど、通知書の交付内容を十分にご理解いただけるよう対応しております。

今後も引き続き、通知内容について受給者の方にご理解いただけるよう、丁寧な対応を心がけてまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

ケースワーカーの配置につきましては、社会福祉主事の有資格者である職員を令和3年度（2021年度）に5名、令和4年度（2022年度）に7名、令和5年度（2023年度）に4名、各年度4月1日付けで採用し、そのうち生活保護を担当する所属へ、令和3年度（2021年度）に3名、令和4年度（2022年度）に3名、令和5年度（2023年度）に4名をそれぞれ配置の上、増員を図りました。

今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、職員の増員には限りがございますが、適正な職員配置を進めてまいります。

研修につきましては、令和4年度（2022年度）は生活支援課内において年6回、生活保護法の知識やケースワークなどの専門研修や個人情報保護、高年者や障がいを持った方が活用できる制度など、庁内関係課の職員を講師とした業務研修を開催し、業務知識の習得・向上に努めております。

また、外部で行われる専門研修にも積極的に参加を薦めており、引き続き、職員が研修を定期的に受講し易い職場環境づくりに取り組んでまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

住居の確保ができない方につきましては、生活相談の上、身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等の状況を判断し、在宅生活に支障のない方と考えられる方につきましては、居宅による保護を行っております。

しかしながら、現状として居宅を失ってから即座に新しい住居の賃貸借契約を結ぶことは難しく、本人に無料低額宿泊所について情報提供を行った上で、本人希望により一時的な居所と

して無料低額宿泊所の入所に至ることもありますが、本人に無料低額宿泊所への入所を強制することはございません。

また、本人が転出を希望される場合は、保護の状況を考慮しつつ、対応を行ってまいります。

【健康福祉部 生活支援課】

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

生活保護制度は、生活保護法や生活保護法による保護の基準、実施要領等に基づき実施しております。夏季加算の要望につきましては、保護費の基準は、国が生活保護法による保護の基準等で定めることになっており、地方自治体には裁量の余地がございません。

なお、昨今の猛暑による影響から体調を崩してしまう方も多いことから、ケースワーカーが日頃の居宅訪問や面談を行う中で、適切にエアコンなどの冷房機器を使用していただくことや、こまめに水分補給することなど、夏場における体調管理について指導していくほか、保護費を適切に使用するための家計管理の助言を行うなどの対応をしているところでございます。

また、電気代の補助につきましては、令和5年（2023年）6月現在、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した、「住民税非課税世帯給付金給付事業」を生活保護世帯も対象に含めて実施していることから、当該給付金を利用し、電気代の補てんに充てていただくようご案内しているところでございます。

【健康福祉部 生活支援課】

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

「生活困窮者自立支援事業」につきましては、就労、心身の状況等により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方に対し、自立に係る相談及び支援を実施することで、生活困窮状態からの早期の脱却及び自立の促進を行っております。

相談及び支援につきましては、相談者の立場に寄り添った形での支援を継続していくなかで、最低生活の維持が困難な場合には円滑に生活保護の受給へと繋げ、支援の隙間が生じないように適切に対応してまいります。

【健康福祉部 生活支援課】